



子育てを取り巻く現状

子ども福祉部こども家庭室

子ども家庭・保健センター

子ども家庭総合支援担当 久保田あずさ

目次

- 1 子ども家庭支援の現状について
- 2 芦屋市の子育て支援の現状について
- 3 体罰によらない子育てについて
- 4 社会的養護の推進



児童福祉法の改正(2016/H28)

2016・H28年 児童福祉法改正のポイント

- ① 子どもの権利擁護/権利保障
- ② 子どもの家庭からの不分離/家庭養育の優先
- ③ 子ども虐待対策の発生予防の重視
- ④ 在宅家庭への支援の強化
- ⑤ 親子関係の調整
- ⑥ 一貫した里親支援
- ⑦ 家庭と同様の環境における児童の養育を推進



児童の権利に関する条約



【4つの権利】

- ①生きる: 健康に生まれ, 防げる病気等で命を奪われないこと。病気やケガをしたら治療を受けられること。人間らしく生きていくための生活水準が守られること。
- ②育つ: 自分の名前や国籍を持ち, 親や家族と一緒に生活が出来ること。
考えや信じることの自由が守られ, 自分らしく育つことが出来ること。
能力を十分に伸ばして成長できるよう, 医療や教育, 生活への支援を受け, 友達と遊んだりすること。
- ③守られる: あらゆる種類の虐待や放任, 暴力, 搾取, 有害労働などから守られること。
- ④参加する: 自由に意見を表明したり, 団体を作ったりできること。プライバシーや名誉がきちんと守られること。成長に必要な情報が提供され, 子どもにとって良くない情報から守られること。

子どもの虐待

【身体的虐待】

- ・痣・骨折・頭蓋内出血
- ・タバコによる火傷
- ・激しく揺さぶる
- ・一室に拘束する等

【性的虐待】

- ・子どもへの性交・性的暴力
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体等に子どもを強要する

【心理的虐待】

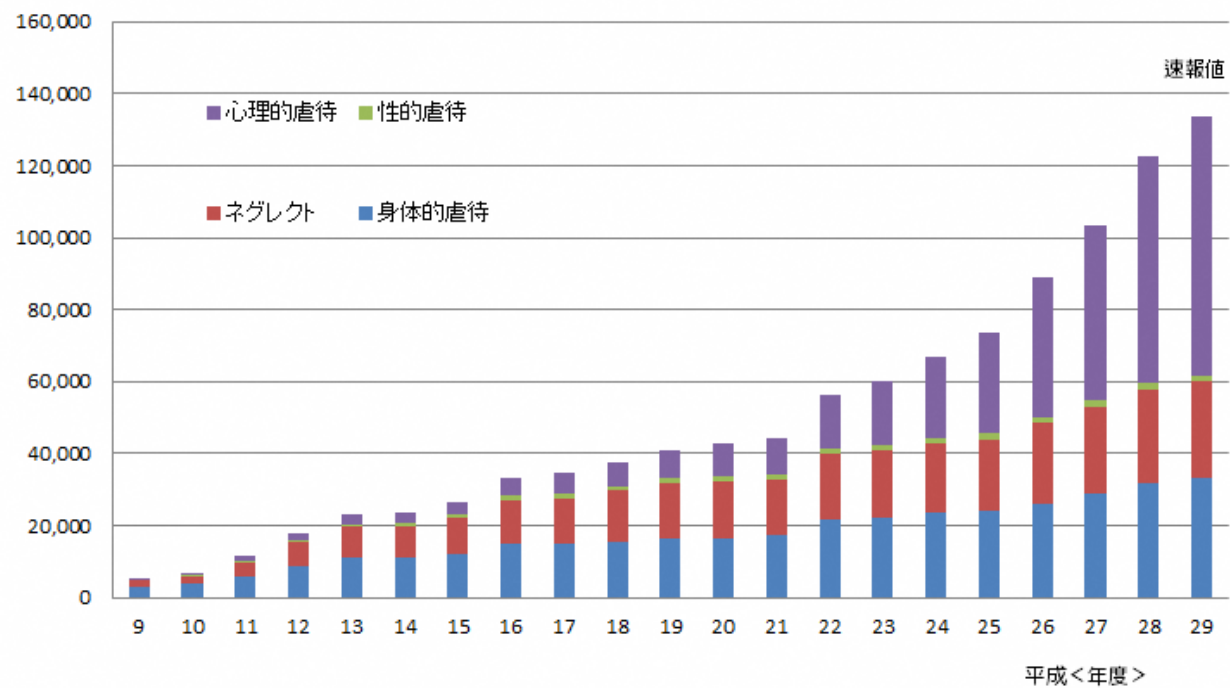
- ・無視・拒否的態度
- ・子どもも自尊心を傷つける言動
- ・他の兄弟と著しく差別的な取り扱い
- ・子どもも面前で配偶者等に対して暴力をふるう

【ネグレクト】

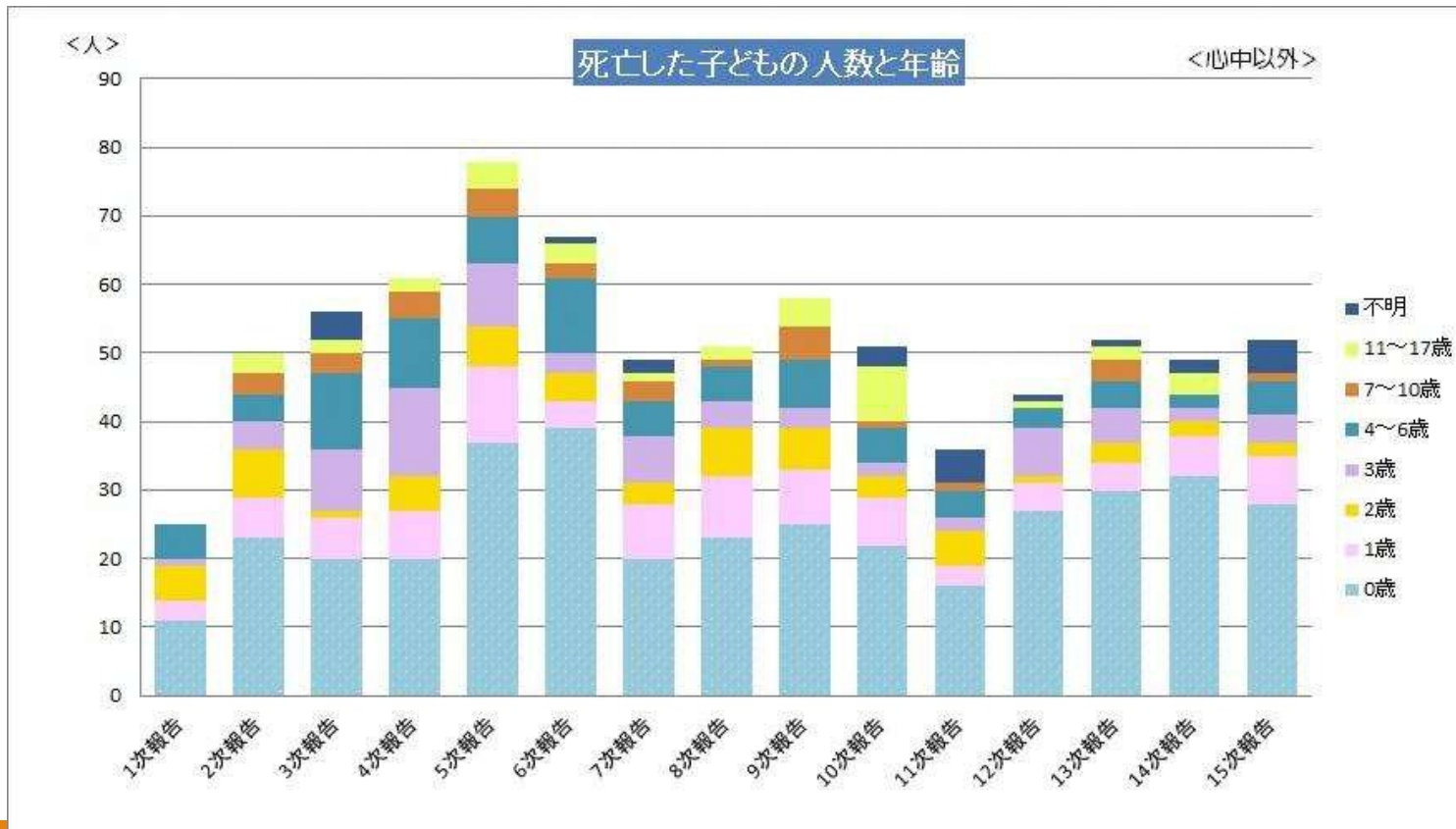
- ・重大な病気になっても病院に連れていかない
- ・乳幼児を家に残したままでたびたび外出する
- ・子どもにとって必要な情緒的交流にこたえていない

子どもの虐待統計①

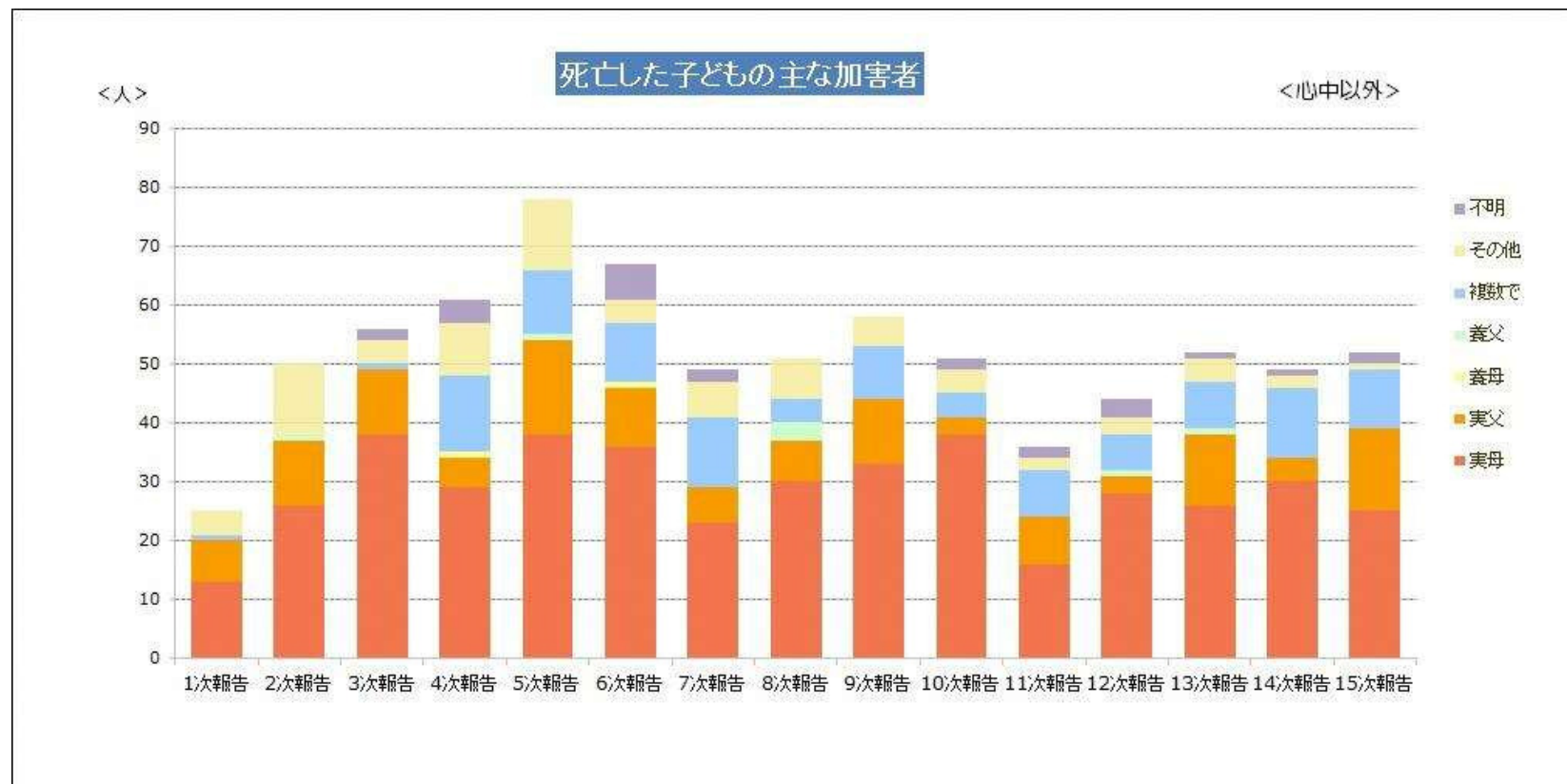
児童相談所における児童虐待相談対応の内容



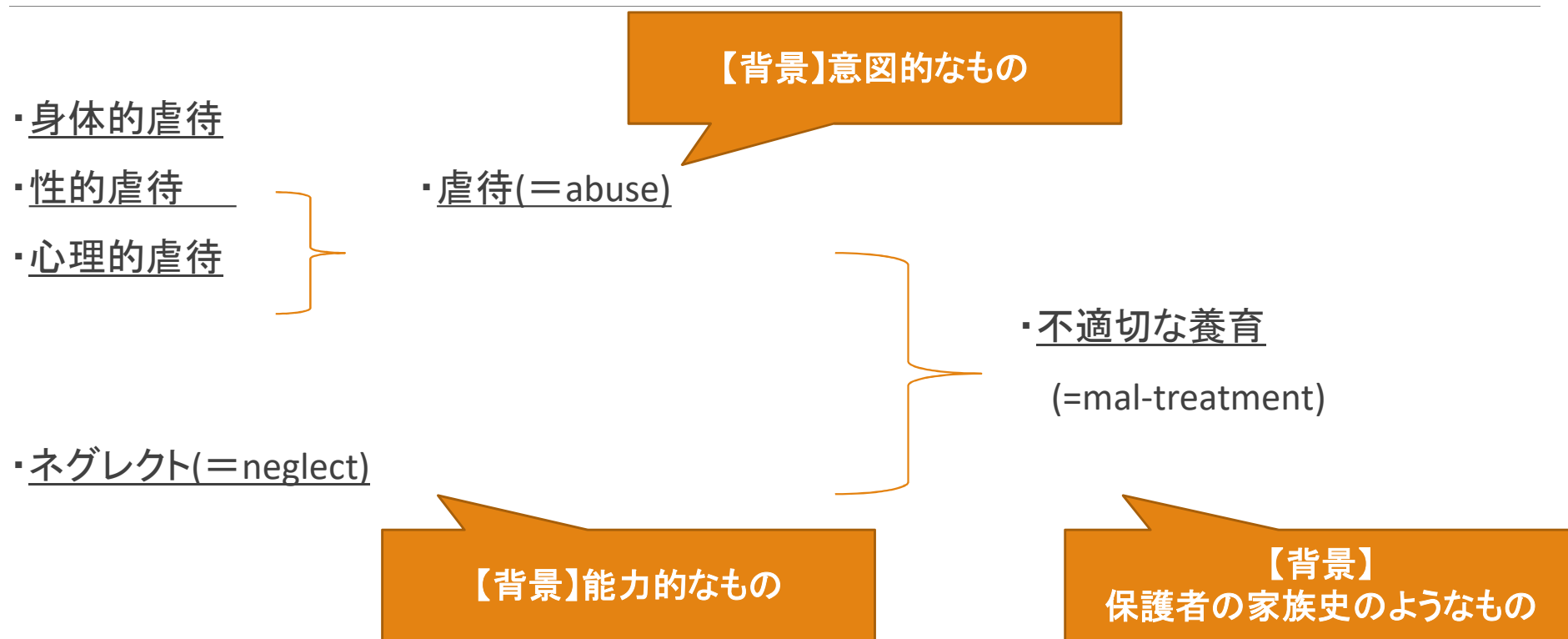
子どもの虐待統計②



子どもの虐待統計③

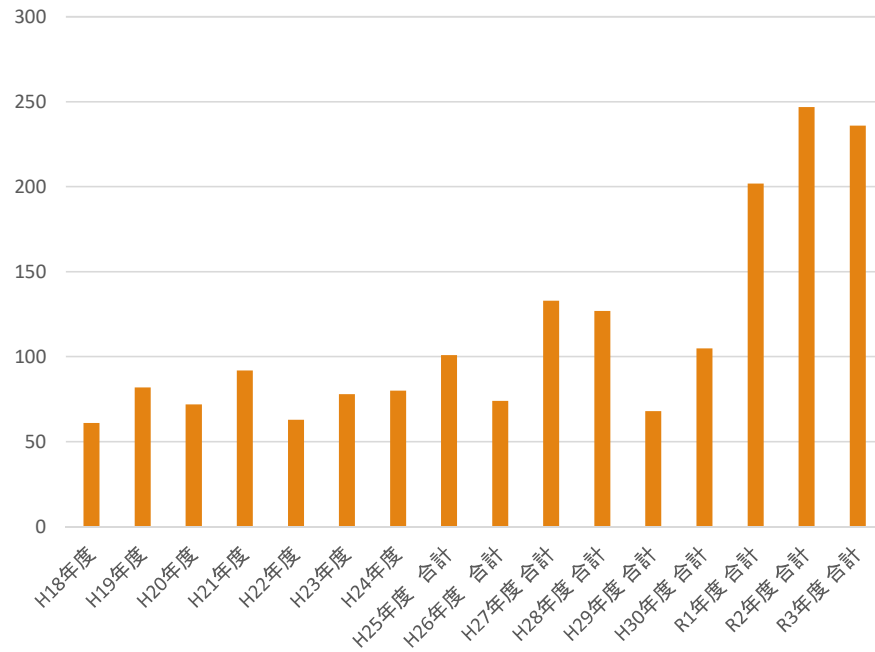


子どもの虐待

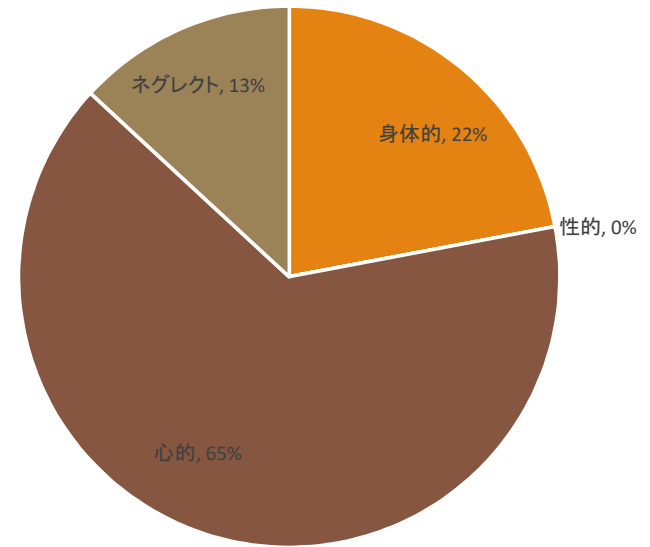


芦屋市での子どもの虐待

児童虐待受付件数



R3 虐待受付種別



子ども家庭総合支援室

令和2年4月より、地域のすべての子ども・家庭の相談に対し、子ども支援の専門性を持った子ども家庭支援員等が、専門的・継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援室」を開設

子ども家庭総合支援室の役割

子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門機関

地域の資源を有効的につないで在宅支援

原則18歳までのすべての子どもと家庭への切れ目のない支援

チームで支援する体制

すべての子どもを対象とした子育て支援
(ポピュレーションアプローチ)

個人対応から
組織対応へ

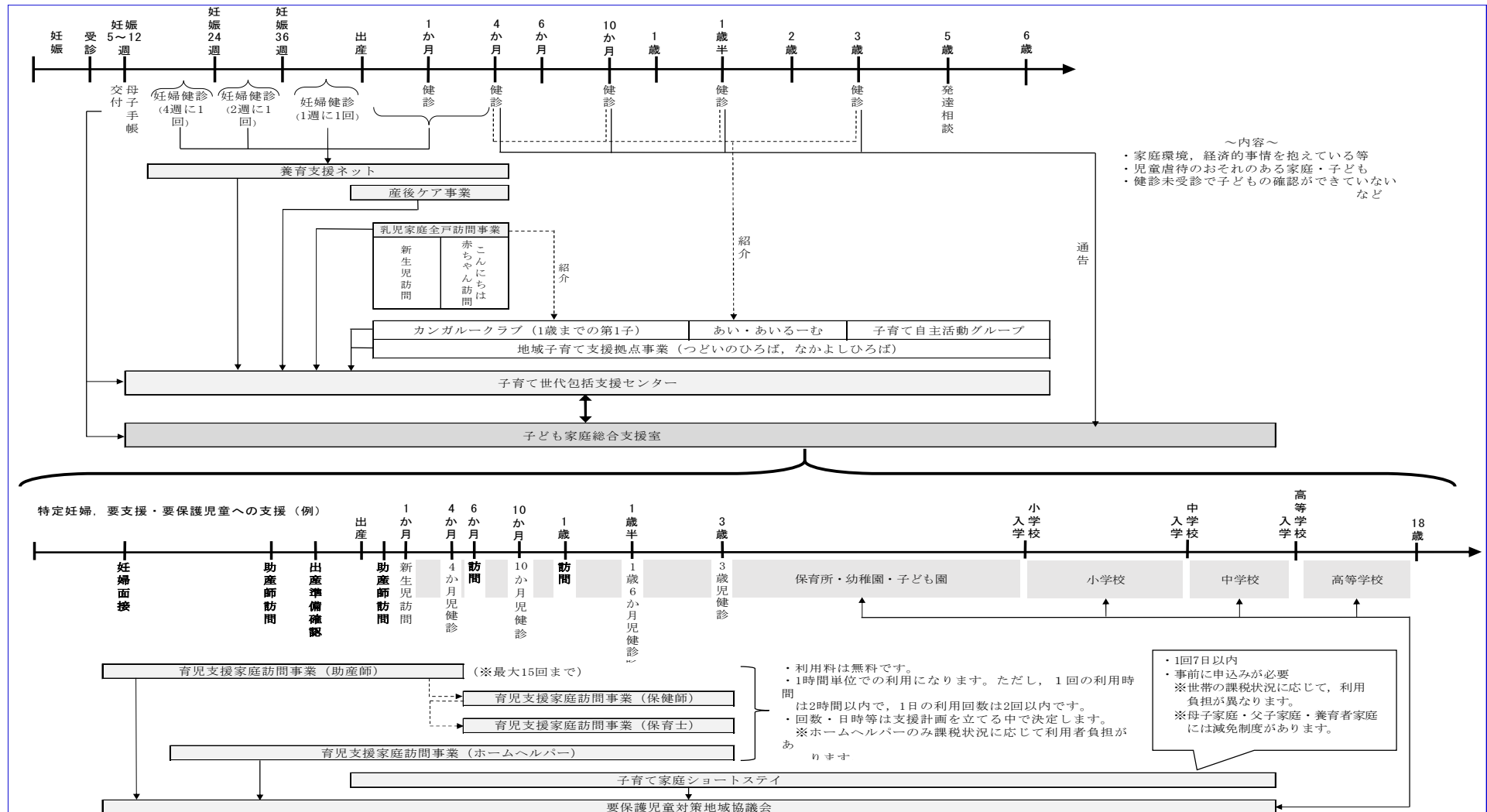
個別的な相談支援
(ネットワークによる子育て支援)

こども家庭
総合支援室

子どもの安全確保を優先した関与
(ハイリスクアプローチ)

こども家庭
センター

芦屋市子育て世代見守り体制



児童福祉法

第10条(実施機関)

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

1. 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な事情の把握に努めること。
2. 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
3. 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
4. 前3号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第25条(要保護児童発見者の通告義務)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律

第6条 第1項(児童虐待に係る通告)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村，都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第7条(児童虐待に係る通告)

市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村，都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長，所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

子ども家庭支援の課題

- ・家庭内の問題の分かりにくさ(密室育児)
- ・子育て支援サービスの少なさ
- ・成長発達過程の課題と問題行動との識別困難さ
- ・虐待の世代間連鎖の予防



子どもの権利の保障

子ども家庭総合支援室

芦屋市保健福祉センター2階

月曜日～金曜日 9:00～17:30

[TEL:0797-31-0643](tel:0797-31-0643)

・上記以外の時間

[TEL:0798-45-5535](tel:0798-45-5535)

・全国共通ダイヤル

[TEL:189\(いちはやく\)](tel:189) ※近くの児童相談所につながります



体罰によらない子育てを広げよう！

・2020/R2 子どもへの体罰は法律で禁止されます。

こんなことをしていませんか？

- 何度も言葉で注意をしたけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった。

ただし、しつけは必要！
＝親として適切な行動を
教える

体罰によらない子育て工夫のポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ② 「いう事を聞かない」にも色々あります
- ③ 子どもの成長・発達によって異なることがあります
- ④ 子どもの状況に応じて身の回りの環境を整えましょう
- ⑤ 注意の方向を変えたり, 子どものやる気に働きかけてみましょう
- ⑥ 良いこと出来ていることを具体的にほめましょう



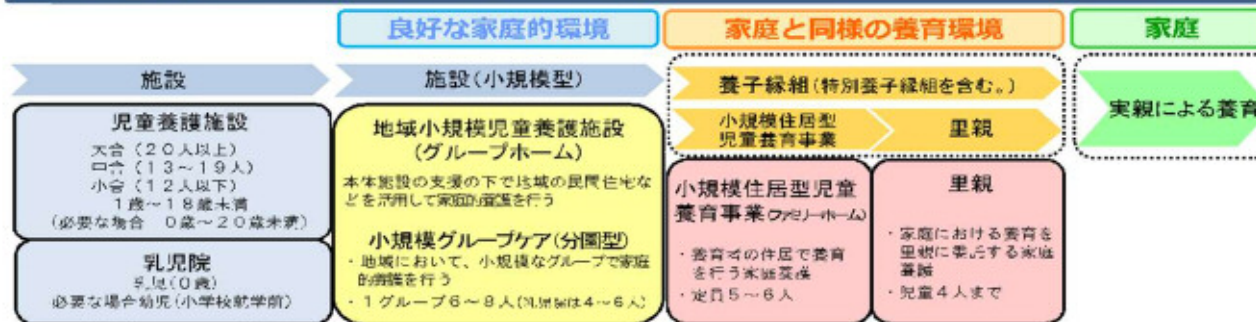
社会的養育の推進

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、**より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。**
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際のことを法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$ 令和2年3月末 21.5%

社会的養育の推進にむけて

令和3年5月

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

里親制度について①

1 目的

温かい愛情と正しい理解を持った里親家庭を提供することにより、児童の健全な育成を図る。

2 委託の要件

実親の同意に基づき、一時的に養育できなくなった子どもを自宅に預かり養育する。

3 措置権者

子ども家庭センター(児童相談所)

4 養育関係

18歳で措置解除

5 根拠法 児童福祉法



里親制度について②

6 里親の種類

- 季節・週末里親
- 養育里親
- 養子縁組里親

短期

長期:委託期間は多様

7 里親になるための手続

- ① 相談
- ② 研修・家庭訪問
- ③ 登録
- ④ 子どもとの出会い→

里親委託



里親になってみませんか？

子どもと家庭の利点

- ショートステイの里親委託が可能になる。
- 生活圏域を変えずに、子どもの養育が保障できる。
(一時保護時に、学校に通えるようになる。)
- 育児の孤立化を防げる。

里親への利点

- 子どもの養育に必要な経費が毎月支給される。



里親手当
1人目:8万6千円
2人目:4万3千円



生活費
乳児:5万8570円
乳児以外:5万800円



里親出前講座やっています

里親制度は、
健やかな育ちの場を必要とする「子どものため」の制度です。

まず、知ることから始めませんか……

兵庫県西宮子ども家庭センター内「阪神南地区里親会」
TEL: (0798) 71-4670 FAX: (0798) 74-2538
受付時間: 平日(月～金 9時から17時まで)



まずは出来ることから！

- ① 芦屋市の子育て支援を知るなら、まずはこれ！
芦屋市子育てサポートブック「わくわく子育て」

- ② 最新の行政サービスや子育てイベント情報などを発信
子育て応援アプリ「子育てタウン」

子育て応援アプリ配信中
「子育てタウン」で検索！！
WEB<https://ashiya-city.mamafre.jp>

App Store、Google Playからアプリをダウンロード

子育て応援アプリ
「子育てタウン」

App Store
からダウンロード

ANDROID アプリ
Google Play



Apple, Apple Store, Apple logo, Apple Inc. などの登録商標は Apple Inc. の所有です。App Store は Apple Inc. の登録商標です。

Google Play, Google Play logo, Google Inc. の登録商標は Google Inc. の所有です。

- ③ 妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートするアプリ
「母子健康手帳アプリ」

子ども家庭総合支援室

芦屋市保健福祉センター2階

月曜日～金曜日 9:00～17:30

[TEL:0797-31-0643](tel:0797-31-0643)

・上記以外の時間

[TEL:0798-45-5535](tel:0798-45-5535)

・全国共通ダイヤル

[TEL:189\(いちはやく\)](tel:189) ※近くの児童相談所につながります



お疲れ様です
ご清聴ありがとうございました……

